第15期定時株主総会招集ご通知添付書類

第 15 期 報 告 書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

株式会社パイロットコーポレーション

（証券コード 7846）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成28年１月１日～平成28年12月31日）におけるわが国経済は、政府や日銀の財政・金融政策により雇用や所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調が続いたものの、急激な円高や天候不順等の影響もあり、内需は力強さに欠け企業業績の先行きに不透明感が漂う状況で推移しました。

また、世界経済におきましては、米国で雇用や所得環境の改善が続く中、景気は緩やかに拡大しましたが、欧州では英国のＥＵ離脱問題を発端とする政治や通貨安等の不安が残りました。さらに、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念もあり、依然として不安定な状況で推移しました。

この様な環境の下、当社グループでは、基幹事業であるステイショナリー用品事業において、「フリクション」シリーズや「アクロボール」シリーズをはじめとする利益率の高い自社製品の販売を強力に展開しました。また、引き続き経営の効率化によるコスト削減と研究開発力の強化充実に努め、世界で戦えるコストでの生産体制実現と、特色ある新製品群の開発に向けて取り組みました。

以上により、当連結会計年度の連結売上高は、円高の影響による前期比約58億円の減収要因があったものの、主力である筆記具の販売が堅調に推移したことに加え、引き続き玩具事業が好調であったことから、983億50百万円（前期比0.8％減）を計上することができました。

国内外別では、国内市場における連結売上高が352億20百万円（前期比3.4％増）、海外市場における連結売上高は、現地通貨ベースでは概ね好調を維持したものの円高の影響を受け、円換算ベースでは631億30百万円（前期比3.0％減）でありました。

また、損益面につきましては、国内外で主力の筆記具において利益率の高い自社製品の販売が好調であったこと及び生産部門でのコスト削減効果等により、連結営業利益は210億13百万円（前期比8.8％増）、連結経常利益は210億52百万円（前期比9.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は144億54百万円（前期比20.4％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（日本）

国内のステイショナリー市場につきましては、当社の強みである「小売店への直販をベースとした販売体制」のメリットを活かし、利益率の高い自社製品の販売を強力に展開しました。

また、消費者のパーソナル志向に対応して進めてきた商品のシリーズ化も、引き続き効果をあげました。

特に、消せるインキの「フリクション」シリーズでは、蛍光ペンの「フリクションライト」や人気の「フリクションボールノック」に加え、細かな書きこみに最適な「フリクションボールスリム038」も好評でありました。さらに、替え芯の販売も大きく伸長し、引き続き好調を維持しました。

油性ボールペンでは、なめらかに濃く書けるアクロインキが特長の世界戦略商品「アクロボール」に、新色の「Mシリーズ」も加わり販売が順調に推移しました。

鮮やかな発色が特長の顔料インキ製品「ジュース」シリーズでは、新たに激細タイプの「ジュースアップ」やマーカータイプの「ジュースペイント」が加わり、さらに販売数量を伸ばしました。

シャープペンシルでは、発売開始から25周年を迎えた「ドクターグリップ」シリーズや、折れにくくなめらかな書き味のシャープ芯「ネオックス・グラファイト」が好評でありました。

また、ホワイトボードマーカーでは、安定した濃い筆跡とカートリッジ式補充インキが特長の「ボードマスター」や、細字用「ボードマスターＳ」の伸長もあり、売上増加に貢献しました。

高級筆記具では、万年筆のフラッグシップモデルとして大型30号のソフトなペン先とエボナイト削り出しのボディを組み合わせた「カスタムURUSHI（ウルシ）」を発売し、好評を得ました。

また、アクロインキを採用し、なめらかな書き心地をイメージしたデザインの油性ボールペン「アクロドライブ」も引き続き堅調に推移しました。

玩具事業につきましては、国内では主力商品である「メルちゃん」シリーズの販売が引き続き順調に推移し、売上増加に大きく貢献しました。また、温度で色が変化するメタモインキを使用した「バストイ」シリーズや「スイスイおえかき」をはじめとした「知育」シリーズも健闘しました。さらに、海外向けではメタモ材料の販売が好調でありました。

以上の結果、主力の筆記具事業が好調であったことに加え玩具事業も順調に推移したことから、日本における外部顧客に対する売上高は、431億68百万円（前期比3.4％増）、セグメント利益（営業利益）は、172億75百万円（前期比9.5％増）となりました。

（米州）

米州地域につきましては、主要販売先である米国において、ノック式ゲルインキボールペンの定番品として人気の「G-2（ジーツー）」の販売が好調であることに加え、世界戦略商品である「アクロボール」シリーズや「フリクション」シリーズが着実に定着しつつあることから、売上は順調に推移しました。

以上の結果、現地通貨ベースでの売上は伸長したものの、円高の影響を受けて円ベースに換算した外部顧客に対する売上高は、234億70百万円（前期比6.6%減）となりました。また、セグメント利益（営業利益）は、円高の影響等により、７億12百万円（前期比21.8%減）となりました。

（欧州）

欧州地域につきましては、引き続きフランスや東欧諸国、北欧諸国において「フリクション」シリーズの販売が堅調であったことに加え、ノック式ゲルインキボールペンの「G-2（ジーツー）」や、水性ボールペンの「Ｖ５」、「Ｖ７」、「Vball」、ホワイトボードマーカー等の販売も順調でありました。

以上の結果、現地通貨ベースでの売上は伸長したものの、円高の影響を受けて円ベースに換算した外部顧客に対する売上高は、204億４百万円（前期比4.5%減）となりました。また、セグメント利益（営業利益）は、円高進行による現地子会社の利益率低下に伴い、21億77百万円（前期比19.8%減）となりました。

（アジア）

アジア地域につきましては、万年筆や油性ボールペン、水性ボールペンの販売が引き続き好調でありました。

なかでも中国や台湾においては、ゲルインキボールペンの「ジュース」や万年筆の「カクノ」、「ＭＲ」（日本名「コクーン」）シリーズ等を中心に売上が大きく伸長しました。

以上の結果、現地通貨ベースでの売上が大きく伸長し、円ベースに換算した外部顧客に対する売上高は、円高の影響を受けたものの、113億７百万円（前期比3.5%増）となりました。また、セグメント利益（営業利益）は、５億34百万円（前期比7.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの総設備投資額は37億59百万円であり、主として筆記具生産設備の増強、合理化のためのものであります。設備投資の所要資金は、当社及び子会社が自己資金及び借入金で充当しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第12期 (平成25年12月期)	第13期 (平成26年12月期)	第14期 (平成27年12月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高(百万円)	82,564	90,268	99,164	98,350
経常利益(百万円)	9,501	14,778	19,281	21,052
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,453	8,928	12,009	14,454
１株当たり当期純利益金額　(円)	117.78	192.57	258.81	309.86
総資産(百万円)	88,431	97,953	102,699	114,775
純資産(百万円)	47,011	57,469	65,386	78,309
１株当たり純資産額　(円)	994.98	1,216.69	1,386.51	1,651.06

(注) 1．当社は、平成25年７月１日付で普通株式１株につき100株の割合をもって株式分割をいたしました。また、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割をいたしました。これらの株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額を算定しております。

2．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
パイロットインキ株式会社	220百万円	100.0%	筆記具等の製造及び玩具等の製造・販売
株式会社パイロットロジテム	30百万円	100.0	物流業
Pilot Corporation of America／アメリカ	23,500千米ドル	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V.／メキシコ	2,010千米ドル	0.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen Do Brasil S／A.／ブラジル	3,200千レアル	99.8	筆記具等の製造・販売
Pilot Nordic AB／スウェーデン	100千スウェーデンクローネ	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen Company (U.K.) Ltd.／イギリス	640千スターリングポンド	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Deutschland) GmbH／ドイツ	2,070千ユーロ	100.0	筆記具等の販売
Pilot Corporation of Europe S.A.／フランス	7,216千ユーロ	100.0	筆記具等の製造・販売
Pilot Pen France S.A.S／フランス	280千ユーロ	0.0 (100.0)	筆記具等の販売
Pilot Pen South Africa (Pty) Ltd.／南アフリカ	4,324千ランド	100.0	筆記具等の販売
The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd.／台湾	70,000千ニュータイワンドル	50.0	筆記具等の販売
Pilot Pen (Shenzhen) Co., Ltd.／中国	850千米ドル	100.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Co., (Hong Kong) Ltd.／香港	2,500千ホンコンドル	57.5	筆記具等の販売
Pilot Pen (S) Pte. Ltd.／シンガポール	2,000千シンガポールドル	80.0	筆記具等の販売
Pilot Pen Australia Pty.Ltd.／オーストラリア	2,700千オーストラリアドル	100.0	筆記具等の製造・販売

(注) 1．当社の出資比率欄の（内書）は間接所有であります。
2．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む17社であり、持分法適用関連会社は１社であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、「書く、を支える」企業として、商品を通してユーザーの皆様に満足感をお持ちいただくことを使命としております。いかなる環境変化にあってもライバルとの競争に勝ち残り成長していくため、常に顧客の視点で考え、以下の各課題にPILOTグループの総力をあげて取り組み、来る平成30年（2018年）に迎える創業100周年に「顧客満足度世界一の筆記具メーカー」を達成したいと考えております。

① ブランド戦略について

当社が未来に向け、数ある筆記具メーカーの中からユーザーの皆様に選ばれる信頼のブランド＝「PILOT」となるために、高品質・高付加価値商品を常に適正な価格で提供する等、「書く、を支える」に基づいた一貫したブランド戦略が重要だと考えております。

このようなゆるぎない商品戦略・販売戦略に基づき、今後はさらに海外市場にも経営資源の投入を加速し、既存の市場のみならず、自ら新たなマーケットを作り出し、単一ブランドとして売上世界一を狙ってまいります。

全世界で競合他社との差別化を進め、ユーザーの皆様に選ばれる信頼のブランド＝「PILOT」を確立し、「顧客満足度世界一の筆記具メーカー」となることを目指してまいります。

② 日本から発信する商品企画・研究開発について

当社は、品質や付加価値に対して厳しい目を持つ日本のユーザーの皆様に満足していただける商品を企画・開発し、提供し続けることが重要だと考えております。そして、その商品の中からさらにニーズが多岐にわたる世界各地のユーザーの皆様にもそれぞれ満足していただけるようにカスタマイズし、全世界のマーケットに供給してまいります。そのために、マーケットインの発想で世界の顧客のニーズを調査し、日本に集約、具現化して、日本から発信できるよう、引き続き商品企画及び研究開発体制の強化充実に取り組んでまいります。

③　Made in Japanのモノづくりについて

当社は、国内外ともに厳しい競争が続く中、お客様に満足していただける商品を、〔Made in Japanのモノづくり〕にこだわった「PILOTブランド」として世界で戦えるコストで作ることが、メーカーとしての当社に与えられた課題であると考えております。

当社が日本での“モノづくり”にこだわる理由は、高品質、高機能、高付加価値を維持していくためであります。安価な海外製品との差別化を常に意識し、さらなる「PILOTブランド」の質の向上を図ってまいります。

一方、海外の生産拠点につきましては、新興国市場を開拓・先取りするための、将来を見据えた地域戦略として位置づけております。今後、マーケットの拡大が見込まれる新興国については、〔Made in Japanのモノづくり〕を基本としつつ、「PILOTブランド」の認知度を高めるための積極的な投資も行ってまいります。

④　世界トップの販売力を目指して

当社は、世界の市場で勝ち残り、成長し続けるためには「世界トップの販売力」が必要と考えます。そのために、まず、国内市場では販売店への直販を基本とした営業体制の維持・強化を推進するとともに、「どうしたらお客様に喜んでいただけるか」を提案しながら、“国内市場でゆるぎない筆記具トップメーカー”の地位を確立してまいります。

一方、海外市場では、当社グループとして全世界で販売活動を展開しております。特に、先進各国では商品機能や品質が高い評価を受け、「PILOTブランド」の浸透とともに、高いシェアを獲得しております。

当社はこれに満足することなく、今までに培った営業力を基盤として、世界でもトップの筆記具メーカーになれるように、国内外のグループ会社やビジネスパートナーと協力し、グループ全体で一丸となって、顧客視点に立った営業体制を確立してまいります。

⑤　グループ資産の再構築について

当社は、平成30年（2018年）に迎える創業100周年以降も市場で勝ち残り、発展し続けていくために、今まで以上に将来を見据えた効果的な投資を行っていくことが課題であると考えております。具体的には、平成27年12月25日に公表いたしました「本社ビル建て替え計画」をはじめ、今後とも、日本国内にとどまらず、世界の各拠点をも含め、グループ資産再構築のための様々な投資を、中長期的な視点で積極的に行ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、筆記具等をはじめとしたステイショナリー用品及び玩具等の製造、仕入及び販売を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業務を営んでおります。

当社グループのセグメント及び事業内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
日本	筆記具等のステイショナリー用品、玩具、リング等の貴金属アクセサリー、セラミックス部品等の製造、仕入及び販売
米州	筆記具等の製造及び販売
欧州	筆記具等の製造及び販売
アジア	筆記具等の製造及び販売

（注）「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

⑹ 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

会社名	名称及び所在地等
当社	本社：東京都中央区 東北支社：宮城県仙台市若林区 中京支社：愛知県名古屋市中川区 西部支社：大阪府大阪市西淀川区 九州支社：福岡県福岡市博多区 平塚事業所：神奈川県平塚市 伊勢崎工場：群馬県伊勢崎市 伊勢崎第二工場：群馬県伊勢崎市
パイロットインキ株式会社	本社：愛知県名古屋市昭和区 御器所工場：愛知県名古屋市昭和区 東郷工場：愛知県愛知郡東郷町 津工場：三重県津市
Pilot Corporation of America	アメリカ　フロリダ
Pilot Pen de Mexico S.de R.L. de C.V.	メキシコ　ハリスコ
Pilot Pen Do Brasil S／A.	ブラジル　サンパウロ
Pilot Nordic AB	スウェーデン　オーランダスタッド
The Pilot Pen Company (U.K.) Ltd.	イギリス　バッキンガムシャー
Pilot Pen (Deutschland) GmbH	ドイツ　ラインベック
Pilot Corporation of Europe S.A.	フランス　アロンジェ・ラ・カイユ
Pilot Pen France S.A.S	フランス　アロンジェ・ラ・カイユ
Pilot Pen South Africa (Pty) Ltd.	南アフリカ　ガウテング
The Pilot Pen (Taiwan) Co., Ltd.	台湾　台北市
Pilot Pen (Shenzhen) Co., Ltd.	中国　広東省深圳市
Pilot Pen Co., (Hong Kong) Ltd.	香港
Pilot Pen (S) Pte. Ltd.	シンガポール
Pilot Pen Australia Pty.Ltd.	オーストラリア　ニューサウスウェールズ

⑺ 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	1,364(517)名	△24(22)名
米州	457(0)名	△9(0)名
欧州	285(33)名	11(△37)名
アジア	401(20)名	33(1)名
合計	2,507(570)名	11(△14)名

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3．「アジア」には、アフリカ、オセアニアを含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,047(188)名	△14(△7)名	44.2歳	21.4年

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

⑻ 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,085百万円
株式会社みずほ銀行	2,951

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　180,000,000株

② 発行済株式の総数　46,814,400株

③ 株主数　6,243名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
DAIWA CM SINGAPORE LTD－NOMINEE KO HONG MYONG	8,710,600株	18.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,163,400	4.62
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,718,600	3.67
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,602,000	3.42
朝日生命保険相互会社	1,134,000	2.42
パイロットグループ従業員持株会	1,104,600	2.35
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,100,400	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	986,200	2.10
松竹株式会社	972,000	2.07
第一生命保険株式会社	900,000	1.92

（注）1．持株比率は、自己株式（942株）を控除して算定しております。

2．「DAIWA CM SINGAPORE LTD －NOMINEE KO HONG MYONG」は、高　洪明（KO HONG MYONG）氏個人の名義人であります。
また、高　洪明（KO HONG MYONG）氏は平成28年5月15日にご逝去されておりますが、平成28年12月31日現在、名義変更手続きが未了のため、株主名簿上の名義に基づき記載しております。

なお、平成29年２月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、遺産分割協議が整ったことにより、高　錫珠氏及び高　錫子氏が平成28年11月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
高　錫珠	大韓民国ソウル特別市瑞草区	3,440,687	7.35
高　錫子	大韓民国ソウル特別市瑞草区	2,569,627	5.49

３．前事業年度末において主要株主であった「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE KO HONG MYONG」は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

４．「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

なお、上記以外に「株式会社みずほ銀行」の名義で1,600株所有しております。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡辺広基	全般統括 海外営業本部・人事部・経営企画室担当
代表取締役専務	後藤郁雄	国内営業本部・湘南開発センター・営業企画部・営業業務部・知的財産室担当
専務取締役	小久保好雄	経理部・総務部・情報システム室・内部統制室・連結管理室・秘書室担当
取締役相談役	髙橋清	
取締役	伊藤秀	生産担当・産業資材営業部担当・平塚事業所製造部長
取締役	成舞龍	秘書室長
取締役	浅羽弘	総務部長
取締役	堀口恭男	国内営業本部長・ＴＣＲ営業開発部担当
取締役	田中早苗	弁護士・田中早苗法律事務所代表 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役 松竹株式会社社外取締役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役 第一生命保険株式会社社外監査役
常勤監査役	鈴木卓	
常勤監査役	早乙女辰男	
監査役	丹羽宏己	公認会計士・税理士 税理士法人茂木会計事務所代表社員
監査役	板澤幸雄	弁護士 株式会社メディパルホールディングス社外監査役

（注）1．取締役田中早苗氏は、社外取締役であります。
2．監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏は、社外監査役であります。
3．監査役丹羽宏己氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は取締役田中早苗氏、監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　総　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (1)	162百万円 (6)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	41 (10)
合　　計	13	203

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．平成19年３月29日開催の当社第５期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額216百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、また監査役の報酬限度額は、年額72百万円以内と、それぞれ決議いただいております。

3．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係る役員賞与37百万円（取締役９名分36百万円（うち社外取締役１名分０百万円）、監査役４名分１百万円（うち社外監査役２名分０百万円））。

4．上記のほか、平成27年３月27日開催の第13期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の当事業年度末現在の未払残高が、取締役８名に対し126百万円、監査役３名に対し11百万円（うち社外監査役２名に対し９百万円）あります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役田中早苗氏は、田中早苗法律事務所代表並びに、株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役、松竹株式会社の社外取締役、株式会社近鉄エクスプレスの社外取締役、第一生命保険株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には重要な利害関係はありません。

監査役丹羽宏己氏は、税理士法人茂木会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役板澤幸雄氏は、株式会社メディパルホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　　な　　活　　動　　状　　況
社外取締役	田中　早苗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	丹羽　宏己	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会8回のうち8回にそれぞれ出席し、公認会計士及び税理士としての長年の経験と財務及び会計の専門家の立場からその専門性を活かした豊富な知識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に会計システムの整備や内部統制体制の構築について、適宜発言をいたしております。
社外監査役	板澤　幸雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に、監査役会8回のうち8回にそれぞれ出席し、弁護士及び事業法人の社外監査役等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会の業務執行の適法性を監査するとともに、主に法令、定款の遵守やコンプライアンス強化について、適宜発言をいたしております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

取締役田中早苗氏、監査役丹羽宏己氏及び監査役板澤幸雄氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　明治アーク監査法人

（注）当社の会計監査人でありましたアーク監査法人（消滅監査法人）は、平成28年１月４日付で、明治監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付で名称を明治アーク監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

（注）１．当社の在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「内部統制基本方針」について、平成18年５月26日開催の取締役会において決議しております。その後、平成20年５月の金融商品取引法の改正に伴う一部改訂を経て、平成27年５月１日施行の会社法及び会社法施行規則の一部改正に伴い、平成27年４月27日開催の当社取締役会において一部改訂の上、下記のように定めました。

1．取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴　当社の取締役及び執行役員その他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、職務執行におけるコンプライアンス（法令遵守）体制と企業倫理の確立に向けて、さらにその強化推進を図り規定類を定期的に見直します。

⑵　当社は、本内部統制基本方針に従い、内部統制部門及び総務部が連携してコンプライアンスの状況を監査します。

⑶　当社は、コンプライアンス上の問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。また、通報者のプライバシーに配慮する等、通報者が通報を理由に不利益が生じないように徹底する旨を「コンプライアンス基本規定」に定め、その旨を従業員に周知徹底します。

⑷　内部統制部門は、これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

⑸　総務部は、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、関係部門と連携して社員教育を行います。

2．取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴　当社は、「情報リスク管理細則」及び付帯する関連マニュアルに従い、取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体（以下、文書等といいます。）に記録し、保存します。

⑵　取締役及び執行役員その他の使用人は、「情報リスク管理細則」や関連する「文書取扱いマニュアル」等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

⑴　当社は、「経営リスク管理規定」並びに付帯する規定、細則及びマニュアルに従い、同規定に定義される経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、株式の買い占め、情報セキュリティー等を含むがこれらに限りません。）等の経営上の重要事項に係るリスクに対応します。

　また、必要に応じて、関連する細則やマニュアル等の社内ルールを作成・改定・配布し、社員教育を実施します。

⑵　経営リスク管理責任者は、総務部担当役員とします。

⑶　新たに経営リスクが発生したときは、「経営リスク管理規定」に従い、必要に応じて直ちに対策本部を設置の上、対策本部が把握した経営リスクの内容及び対策について、取締役会に報告します。

⑷　組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営リスク管理責任者の指示に従い、総務部が行います。

4．取締役及び執行役員その他の使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　取締役会は、取締役及び執行役員その他の使用人が共有する全社的な目標を定めます。

⑵　取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な業務の効率化が実現できるシステムを構築します。

⑶　取締役は、当社の定める「取締役会規則」に従い、コーポレート・ガバナンスに関する役割、責務を十分に果たし得るような体制を整えます。

⑷　執行役員は、当社の定める「執行役員規定」に従い、責任の明確化を図るとともに、代表取締役社長の指示・命令のもと誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行います。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴　当社は、当社及び子会社の事業に関して責任を負う取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規定」「パイロットグループ行動規範」「経営リスク管理規定」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。

　また、当社の定める「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社の業務執行に係る重要事項を当社取締役会決議による事前承認事項として定めるとともに、月次の決算報告、市況報告及び四半期の財務報告等、職務執行に係る子会社の取締役から当社への報告を義務付けます。

　また、子会社にとって緊急の処理を要する場合には、取締役会の事後承認を得ることも定めます。

⑵　子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制は、当社が定める「経営リスク管理規定」を参考に、各子会社が現地法令及び在外子会社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。

　また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規定」に従い、子会社からの報告を義務付けます。

　当社は、子会社から報告を受けたリスクに応じて関係部門で当該リスクの発生の可能性及び影響度を分析し、経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、重点的に対策を講じるべきか判断します。

⑶　当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の経営理念、経営の基本方針及び経営計画等をグループで共有化した上で、各子会社は目標を定めます。

　当社取締役会は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。

　「パイロットグループ会社管理規定」において子会社の義務を定め、当該規定を踏まえて構築したコーポレート・ガバナンスに基づく経営を推進します。

　また、子会社の歴史及び経営風土等を考慮し、パイロットグループの企業価値を向上させるための健全かつ積極的な事業活動の範囲において経営の独自性を尊重するよう努めます。

⑷　当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、グループ全体に適用される「パイロットグループ会社管理規定」「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」において、法令の遵守はもとより重要な社内規則等の趣旨を理解し、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを定めます。

当社は、これらの規定に従い、これらを子会社に周知するよう努めます。

内部統制部門は、本内部統制基本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行います。

「パイロットグループ会社管理規定」において、子会社は当社による内部監査の実施に協力することを定めます。

また、海外の子会社については、当該国の法令や慣習の違い等を勘案しながら、適切な方法により体制の整備に努めます。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役、執行役員等からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

⑴　監査役を補助すべき使用人の配置の必要性が生じた場合、当社の定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、当該使用人の配置について監査役会との協議を行い同意を得た上で取締役会で決定します。

⑵　当該使用人は、取締役、執行役員等からその職務の内容に関する指揮命令を受けません。

7．取締役、執行役員又は使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

⑴　取締役、執行役員又は使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。

また、監査役は必要に応じて、取締役、執行役員又は使用人に対して報告を求めることができます。

⑵　子会社の取締役、執行役員又は使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況等の内容を報告します。

また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役等に対して報告を求めることができます。

⑶　当社は報告者が報告したことを理由に「解雇」「降格」「配置転換」「差別」等の不利益が生じないようにします。
⑷　監査役の職務の執行において生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務処理は、「監査役会規則」に基づき監査方針を決定し生じる監査費用等を予算化します。その処理は経理部門において確認し、速やかに当該費用又は債務を処理します。

8．監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　当社は、監査役会と代表取締役社長をはじめとする役付取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定します。
⑵　当社は、社外監査役への必要な情報提供とその独立性に配慮します。

9．財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、当社の定める「パイロットグループ会社経理規定」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

10．反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの反社会的勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

11．内部統制基本方針の見直し

当社は、必要に応じて、本内部統制基本方針を見直すものとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用をしております。当第15期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．コンプライアンス

当社は、従前より、当社及び子会社の行動規範として、「コンプライアンス基本規定」及び「パイロットグループ行動規範」を制定し、役員及び社員が社会倫理や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させております。

また、内部統制部門が主導して、本内部統制基本方針に従って、全社横断的に内部統制システムの運用状況の確認を行いました。

2．損失の危険の管理

当社及び子会社の損失の危険の管理については、「経営リスク管理規定」を制定し、当該規定に基づき、所定の各部署において、当社及び子会社に関わるリスクの識別、分析を行った上で適切な対応を行いました。

また、内部統制部門は、上記の各部署とは独立した立場から、上記の各部署が行ったリスクの識別及び分析について、内部監査を通じて、全社横断的なリスクの状況把握及び監視を行いました。

3．取締役会による監督等

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役９名の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令又は定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性、並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性等について監督を行いました（当社取締役における子会社の重要事項承認及び当社取締役会への適時の報告を含みます。）。加えて、月１回以上実施される経営執行会議においては、上記の取締役に加え、執行役員も出席し、経営全般に関する事項の討議及び決定を行いました。

4．監査役による監査等

常勤監査役及び社外監査役は、取締役会及び経営執行会議等の重要な会議に出席し、取締役等の業務執行の状況、財産状態の調査及び経営の適法性監査を行いました。また、取締役会に対して年２回の監査報告会を実施するとともに、社外取締役、内部統制部門、会計監査人等と定期的な意見交換を実施しました。

以上の施策により、当社は、当期において内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」及び「法令遵守」を確保しております。

⑹ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年２月25日開催の当社取締役会において、下記１．の基本方針を決定しております。当社は、かかる基本方針を踏まえ、下記２．記載の各取組みを実施しております。

1．基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2．取組みの具体的な内容の概要

⑴　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループ全体の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の更なる確保及び向上を目指して、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の強化並びに連結財務体質の改善等を図りつつ、「顧客主義」に立脚した新しい製商品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

とりわけ、当社グループの基幹である筆記具事業において、コスト競争力と技術開発力の向上を目的に生産拠点の再編を進めるとともに、グループ内の開発資源を集約することにより効率的かつスピード感のある商品開発が可能な体制を構築してまいりました。

当社グループは、今後も開発拠点の更なる充実を図り、市場が求める高品質・高付加価値商品を続々と発信できる体制を固めるとともに、インドネシア、ブラジル等の海外生産拠点での現地生産能力を強化し、当社グループ製品の品質とブランドを世界各国において浸透・定着させるべく、新興国市場でのシェア向上を実現してまいる所存です。

⑵　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年３月28日開催の当社第６期定時株主総会において、株主の皆様に、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をご承認いただいてこれを導入し、平成23年３月30日開催の当社第９期定時株主総会において、従来の内容を一部改めた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「旧プラン」といいます。）を継続することをご承認いただきました。さらに、当社は、平成26年３月28日開催の当社第12期定時株主総会において、株主の皆様に、情勢変化等を踏まえその内容を一部改めた上で旧プランを継続することをご承認いただき（以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を「本プラン」といいます。）、本プランを定めております。

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を尊重しつつ当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものです。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成26年２月24日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。（参考URL http://www.pilot.co.jp/ir/library/）

なお、当社は、本プランが平成29年3月30日開催予定の当社第15期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、基本方針に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、情勢変化等を踏まえ内容を一部改めた上で、本プランを更新することを決議いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件」（別冊第15期定時株主総会招集ご通知8～35頁）をご覧ください。

3．具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記２．⑴記載の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、上記２．⑵記載のとおり、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。さらに、①本プランは、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本プランの導入については当社第12期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、毎定時株主総会における当社取締役の選任を通じて本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認される点で、本プランの導入及び存続について株主の皆様の意思を重視していること、③取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得るものとしていること、④本プランに基づく対抗措置の発動等の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等をする場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること、⑤本プランは、当社の株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではなく、また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもないこと等から、当社取締役会は、本プランが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を損ない、又は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑺ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの事業につきましては、海外売上高比率が高いことから、為替や各国の経済状況の影響により収益が大きく変動する可能性があります。当社はこのような外的要因による利益変動を、直接的に利益配分に反映させることは適切でないと考え、あくまでも継続的な安定配当を基本方針としております。その上で、内部留保資金は原則として、新商品の開発費用、市場競争力の強化費用、将来的な事業資金や設備投資等の成長投資に充当してまいります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。

当期におきましては、平成28年８月８日開催の取締役会における決議により、普通株式1株につき、普通配当７円50銭に「ドクターグリップ」シリーズ発売25周年記念配当３円50銭を加え、合わせて11円の中間配当を実施しました。また、期末におきましても、平成29年２月13日開催の取締役会における決議により、普通株式1株につき普通配当7円50銭に「ドクターグリップ」シリーズ発売25周年記念配当3円50銭を加えた11円の期末配当を実施する予定です。これにより年間配当金の合計は22円となります。

次期につきましては、「フリクション」シリーズがおかげさまで今年国内発売10周年を迎えるのを記念し、これまでの株主の皆様の温かいご支援に感謝の意を表するため、中間、期末ともに1株当たり普通配当８円50銭に「フリクション」シリーズ国内発売10周年記念配当５円を加えた、13円50銭の配当実施を計画しております。これにより1株当たりの年間配当金合計は27円となり、当期の年間配当金22円に比べて5円の増配となる予定です。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**79,338**	**流動負債**	**29,079**
現金及び預金	28,429	支払手形及び買掛金	14,997
受取手形及び売掛金	24,257	短期借入金	2,912
商品及び製品	14,212	1年内返済予定の長期借入金	424
仕掛品	5,061	未払費用	2,977
原材料及び貯蔵品	2,163	未払法人税等	1,986
繰延税金資産	2,583	返品調整引当金	163
その他	2,699	賞与引当金	676
貸倒引当金	△69	役員賞与引当金	70
固定資産	**35,436**	固定資産解体費用引当金	225
有形固定資産	**21,279**	その他	4,643
建物及び構築物	8,830	**固定負債**	**7,386**
機械装置及び運搬具	4,914	長期借入金	4,542
その他	1,669	繰延税金負債	554
土地	5,050	役員退職慰労引当金	63
建設仮勘定	814	環境対策引当金	77
無形固定資産	**5,684**	退職給付に係る負債	1,096
借地権	5,114	負ののれん	599
その他	570	その他	453
投資その他の資産	**8,473**	**負債合計**	**36,465**
投資有価証券	5,856	(純資産の部)	
繰延税金資産	519	**株主資本**	**80,516**
退職給付に係る資産	651	**資本金**	**2,340**
その他	1,493	**資本剰余金**	**9,042**
貸倒引当金	△48	**利益剰余金**	**69,135**
		自己株式	**△2**
		その他の包括利益累計額	**△3,224**
		その他有価証券評価差額金	495
		為替換算調整勘定	△4,086
		退職給付に係る調整累計額	366
		非支配株主持分	**1,017**
		純資産合計	**78,309**
資産合計	**114,775**	**負債純資産合計**	**114,775**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**98,350**
売上原価	**45,580**
売上総利益	**52,769**
販売費及び一般管理費	**31,755**
営業利益	**21,013**
営業外収益	**1,047**
受取利息及び配当金	479
負ののれん償却額	119
持分法による投資利益	74
その他の営業外収益	373
営業外費用	**1,008**
支払利息	159
為替差損	646
その他の営業外費用	203
経常利益	**21,052**
特別利益	**126**
固定資産売却益	126
特別損失	**129**
固定資産売却損	0
固定資産除却損	32
ゴルフ会員権評価損	8
固定資産解体費用引当金繰入額	88
税金等調整前当期純利益	**21,050**
法人税、住民税及び事業税	5,770
法人税等調整額	768
当期純利益	**14,510**
非支配株主に帰属する当期純利益	56
親会社株主に帰属する当期純利益	**14,454**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,340	8,964	55,707	△204	66,807
当期変動額					
剰余金の配当			△1,025		△1,025
親会社株主に帰属する当期純利益			14,454		14,454
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		78		201	280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	78	13,428	201	13,708
当期末残高	2,340	9,042	69,135	△2	80,516

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	743	0	△3,772	574	△2,454	1,032	65,386
当期変動額							
剰余金の配当							△1,025
親会社株主に帰属する当期純利益							14,454
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△247	△0	△314	△208	△770	△14	△785
当期変動額合計	△247	△0	△314	△208	△770	△14	12,923
当期末残高	495	－	△4,086	366	△3,224	1,017	78,309

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社　17社

主要な連結子会社の名称　パイロットインキ㈱、Pilot Corporation of America、Pilot Corporation of Europe S.A.

⑵　非連結子会社　２社

非連結子会社の名称　パイロットプリンテックス㈱

㈱パイロット日の丸合成

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社　なし

持分法適用関連会社　１社

持分法適用関連会社の名称　東海化学工業㈱

非連結子会社２社及び関連会社５社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．連結子会社の事業年度に関する事項

連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② 棚卸資産	原則として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
③ デリバティブ	時価法

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	当社及び国内連結子会社は定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 また、在外連結子会社については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　15年～50年 機械装置及び運搬具 ４年～12年
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 返品調整引当金	返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。
③ 賞与引当金	従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
④ 役員賞与引当金	役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤　固定資産解体費用引当金　　建物等の解体に伴い、今後発生が見込まれる支出に備えるため、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

⑥　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦　環境対策引当金　　将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

⑷　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段　　デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）

・ヘッジ対象　　主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

③　ヘッジ方針　　将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

⑹　負ののれんの償却方法及び償却期間

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

⑺　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ　小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

5．会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」といいます。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」といいます。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6．会計上の見積りの変更

建物等の解体に伴い、今後発生が見込まれる支出に備えるために固定資産解体費用引当金を計上しておりましたが、当社の本社ビル建替えに係る解体業者の選定及び共同事業者との協議が進んだことに伴い、見積りの変更を行いました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

7．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、平成22年11月26日開催の取締役会決議により、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」を導入しておりましたが、平成28年４月をもって当該信託は終了し、当連結会計年度において当該信託が保有していた自社の株式をすべて売却しております。

⑴　取引の概要

当社が「パイロットグループ従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は平成22年12月より５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時において株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

⑵　「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

⑶　信託が保有する自社の株式に関する事項

①　信託における帳簿価額は前連結会計年度280百万円であり、株主資本において自己株式として計上しております。

②　期末株式数は前連結会計年度400千株であります。期中平均株式数は、前連結会計年度414千株、当連結会計年度166千株であります。なお、平成27年７月１日付で、普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割をいたしました。これにより、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期末株式数及び期中平均株式数を算定しております。また、期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報に関する注記の算出上、控除する自己株式に含めております。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　48,261百万円

2．非連結子会社及び関連会社に対するもの

投資有価証券（株式）	2,078百万円

3．担保に供している資産

建物及び構築物	2,394百万円
土地	879
借地権	5,114
計	8,388

上記に対する債務

受取手形割引高	15百万円
１年内返済予定の長期借入金	266
長期借入金	4,300
計	4,581

4．受取手形割引高　15百万円

5．期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。
　従って、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり期末日満期手形が含まれております。

受取手形	150百万円

連結損益計算書に関する注記

1．期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価	△15百万円

2．固定資産解体費用引当金繰入額
　当社グループは、当社の本社ビル建替えの意思決定をしたことに伴い、今後発生が見込まれる解体費用について、合理的に見積もることができる金額を固定資産解体費用引当金繰入額88百万円として特別損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	46,814,400	－	－	46,814,400

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	400,500	442	400,000	942

（注）当連結会計年度期首の自己株式の株式数は、従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有する株式400,000株を含めて記載しております。

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り等による増加	442株
従業員持株ＥＳＯＰ信託による当社株式の当社従業員持株会への売却による減少	4,100株
従業員持株ＥＳＯＰ信託終了に伴う当社株式の売却による減少	395,900株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年２月12日 取締役会	普通株式	510	11	平成27年12月31日	平成28年３月31日
平成28年８月８日 取締役会	普通株式	514	11	平成28年６月30日	平成28年９月５日

（注）平成28年２月12日開催の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ＥＳＯＰ信託口に対する配当金４百万円を含めておりません。これは従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年２月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	514	11	平成28年12月31日	平成29年３月31日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にステイショナリー用品の製造販売事業を行うために、必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製商品輸出等による外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。各在外連結子会社の営業債務の一部には、製商品輸入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。未払法人税等は、そのほぼすべてが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　４．会計方針に関する事項」に記載されている「⑸　重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、各事業部門において営業担当者が経理部門の担当者と協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しつつ、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に則って執行されており、取引の執行と管理において相互牽制機能が働く組織と報告体制をとっております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、常に経済環境をモニターし、状況に応じた適切な手許流動性を維持、確保することにより、流動性リスクを管理しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑸ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	28,429	28,429	－
⑵　受取手形及び売掛金	24,257	24,257	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	3,734	3,734	－
資産計	56,421	56,421	－
⑴　支払手形及び買掛金	14,997	14,997	－
⑵　短期借入金	2,912	2,912	－
⑶　未払法人税等	1,986	1,986	－
⑷　長期借入金　（※）1	4,967	5,076	109
負債計	24,863	24,972	109
デリバティブ取引　（※）2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△179	△179	－
デリバティブ計	△179	△179	－

（※）1　⑷　長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

2　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

⑴ 現金及び預金、並びに⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 短期借入金並びに⑶ 未払法人税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,122

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産⑶ 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

役員退職慰労引当金	19百万円
賞与引当金	126
未払事業税	154
棚卸資産評価損	291
棚卸資産未実現利益	1,935
退職給付に係る負債	373
減価償却超過額	52
減損損失	192
長期未払金	42
固定資産解体費用引当金	69
その他	705
繰延税金資産小計	3,962
評価性引当額	△320
繰延税金資産合計	3,642

（繰延税金負債）

減価償却不足額	△206百万円
その他有価証券評価差額金	△211
在外連結子会社の留保利益	△350
退職給付に係る資産	△198
その他	△125
繰延税金負債合計	△1,093
差引：繰延税金資産純額	2,548

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	2,583百万円
固定資産―繰延税金資産	519
固定負債―繰延税金負債	554

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.3
法人税等の特別控除	△1.8
受取配当金の消去	5.1
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年１月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年１月１日から平成30年12月31日までのものは30.9%、平成31年１月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,651円06銭
２．１株当たり当期純利益金額	309円86銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	－

（注）算定上の基礎

１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	46,646,864株
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	46,813,458株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度において、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有していた当社株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式に加え、当社所有の株式と合わせて、167,536株控除し算定しております。

なお、平成28年４月をもって当該信託は終了し、当連結会計年度において当該信託が所有していた当社株式をすべて売却しております。

退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．確定給付制度

⑴ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	14,796百万円
勤務費用	624
利息費用	114
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△743
外貨換算差額	△19
退職給付債務の期末残高	14,772

⑵ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,388百万円
期待運用収益	287
数理計算上の差異の発生額	△150
事業主からの拠出額	686
退職給付の支払額	△738
外貨換算差額	△1
年金資産の期末残高	14,472

⑶ 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	141百万円
退職給付費用	14
退職給付の支払額	△12
退職給付に係る負債の期末残高	144

⑷ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,411百万円
年金資産	△14,472
	△60
非積立型制度の退職給付債務	505
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445
退職給付に係る負債	1,096
退職給付に係る資産	△651
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

⑸ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	624百万円
利息費用	112
期待運用収益	△285
数理計算上の差異の費用処理額	△177
簡便法で計算した退職給付費用	14
確定給付制度に係る退職給付費用	289

（注）利息費用には、一部の在外連結子会社における利息純額が含まれております。

⑹ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△327百万円
合計	△327

（注）上記のほか、在米連結子会社における確定給付企業年金以外の退職給付に係る調整額10百万円を、退職給付に係る調整額に計上しております。

⑺ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	504百万円
合計	504

（注）上記のほか、在米連結子会社における確定給付企業年金以外の退職給付に係る調整累計額20百万円を、退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑻ 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	51.9%
株式	21.7
一般勘定	24.1
その他	2.3
合計	100.0

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑼ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として0.7%
長期期待運用収益率	主として2.0%
予想昇給率等	6.4%～7.4%

（注）主に勤続ポイントと役職ポイントによるポイント制を採用しており、予想昇給率等は予想ポイントの上昇率であります。

3．確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、274百万円であります。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**49,782**	**流動負債**	**20,523**
現金及び預金	19,148	支払手形	5,572
受取手形	4,379	買掛金	10,808
売掛金	15,350	1年内返済予定の長期借入金	424
商品及び製品	4,619	未払費用	1,137
仕掛品	2,921	未払法人税等	1,005
原材料及び貯蔵品	905	返品調整引当金	105
繰延税金資産	476	賞与引当金	234
その他	1,995	役員賞与引当金	37
貸倒引当金	△14	固定資産解体費用引当金	225
固定資産	**34,190**	その他	971
有形固定資産	**9,401**	**固定負債**	**5,698**
建物及び構築物	4,044	長期借入金	4,542
機械及び装置	2,301	退職給付引当金	939
土地	2,597	環境対策引当金	60
建設仮勘定	166	その他	156
その他	291	**負債合計**	**26,222**
無形固定資産	**5,310**	(純資産の部)	
借地権	5,114	**株主資本**	**57,308**
その他	196	**資本金**	**2,340**
投資その他の資産	**19,478**	**資本剰余金**	**11,132**
投資有価証券	2,878	資本準備金	10,005
関係会社株式	15,414	その他資本剰余金	1,127
関係会社出資金	361	**利益剰余金**	**43,837**
繰延税金資産	171	利益準備金	315
その他	671	その他利益剰余金	43,522
貸倒引当金	△18	配当準備積立金	240
		別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	38,782
		自己株式	**△2**
		評価・換算差額等	**442**
		その他有価証券評価差額金	442
		純資産合計	**57,751**
資産合計	**83,973**	**負債純資産合計**	**83,973**

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**71,725**
売上原価	**44,249**
売上総利益	**27,475**
販売費及び一般管理費	**15,147**
営業利益	**12,327**
営業外収益	**3,973**
受取配当金	3,410
受取ロイヤリティー	229
固定資産賃貸料	211
その他の営業外収益	121
営業外費用	**800**
支払利息	102
為替差損	416
貸与資産減価償却費	105
その他の営業外費用	175
経常利益	**15,500**
特別利益	**107**
固定資産売却益	107
特別損失	**118**
固定資産売却損	0
固定資産除却損	23
ゴルフ会員権評価損	7
固定資産解体費用引当金繰入額	88
税引前当期純利益	**15,489**
法人税、住民税及び事業税	3,243
法人税等調整額	692
当期純利益	**11,552**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,340	10,005	1,048	11,053	315	240	4,500	28,255	33,310
当期変動額									
剰余金の配当								△1,025	△1,025
当期純利益								11,552	11,552
自己株式の取得									
自己株式の処分			78	78					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	78	78	－	－	－	10,527	10,527
当期末残高	2,340	10,005	1,127	11,132	315	240	4,500	38,782	43,837

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△204	46,501	611	0	611	47,113
当期変動額						
剰余金の配当		△1,025				△1,025
当期純利益		11,552				11,552
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	201	280				280
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△168	△0	△169	△169
当期変動額合計	201	10,807	△168	△0	△169	10,638
当期末残高	△2	57,308	442	－	442	57,751

個別注記表
重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
⑵　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
⑶　棚卸資産	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
⑷　デリバティブ	時価法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　15年～50年 機械及び装置　　７年～12年
⑵　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　返品調整引当金	返品による損失に備えるため、過去の実績に基づき将来発生すると見込まれる返品損失見込額を計上しております。

⑶　賞与引当金　　従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷　役員賞与引当金　　役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑸　固定資産解体費用引当金　　建物等の解体に伴い、今後発生が見込まれる支出に備えるため、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

⑹　退職給付引当金　　従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑺　環境対策引当金　　将来の環境対策に要する支出（ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段　　デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）
・ヘッジ対象　　主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

⑶　ヘッジ方針　　将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的としてデリバティブ取引を行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

⑵　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

7．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」といいます。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

8．会計上の見積りの変更

建物等の解体に伴い、今後発生が見込まれる支出に備えるために固定資産解体費用引当金を計上しておりましたが、当社の本社ビル建替えに係る解体業者の選定及び共同事業者との協議が進んだことに伴い、見積りの変更を行いました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

9．追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　7．追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　26,416百万円

2．担保に供している資産

建物及び構築物	2,394百万円
土地	879
借地権	5,114
計	8,388

上記に対する債務

受取手形割引高	15百万円
１年内返済予定の長期借入金	266
長期借入金	4,300
計	4,581

3．受取手形割引高　15百万円

4．期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

従って、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり期末日満期手形が含まれております。

受取手形　147百万円

5．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

⑴	短期金銭債権	10,137百万円
⑵	長期金銭債権	4百万円
⑶	短期金銭債務	8,253百万円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

⑴	売上高	34,621百万円
⑵	仕入高	23,022百万円
⑶	販売費及び一般管理費	2,027百万円
⑷	営業取引以外の取引高	3,782百万円

2．期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価	△83百万円

3．固定資産解体費用引当金繰入額

当社は、本社ビル建替えの意思決定をしたことに伴い、今後発生が見込まれる解体費用について、合理的に見積もることができる金額を固定資産解体費用引当金繰入額88百万円として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	400,500	442	400,000	942

（注）当事業年度期首の自己株式の株式数は、従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有する株式400,000株を含めて記載しております。

（変動事由の概要）

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り等による増加	442株
従業員持株ＥＳＯＰ信託による当社株式の当社従業員持株会への売却による減少	4,100株
従業員持株ＥＳＯＰ信託終了に伴う当社株式の売却による減少	395,900株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	287百万円
棚卸資産評価損	115
減損損失	185
減価償却超過額	46
賞与引当金	77
未払事業税	92
返品調整引当金	34
売上割戻未払分	50
長期未払金	42
固定資産解体費用引当金	69
関係会社株式	432
その他	131
繰延税金資産小計	1,566
評価性引当額	△723
繰延税金資産合計	843

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△195
繰延税金負債合計	△195
差引：繰延税金資産純額	647

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	476百万円
固定資産―繰延税金資産	171

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0
法人税等の特別控除	△1.4
税率変更による影響	0.2
住民税均等割等	0.2
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4

（表示方法の変更）

前事業年度において、「その他」に含めて表示しておりました「法人税等の特別控除」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において独立掲記しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年１月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年１月１日から平成30年12月31日までのものは30.9%、平成31年１月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資 本 金	事業の内容	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科 目	期末残高（百万円）
子会社	パイロットインキ㈱	220百万円	筆記具等の製造及び玩具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造役員の兼任	製品の仕入（注１）	21,941	買掛金	7,789
						受取配当金（注３）	1,400	－	－
子会社	Pilot Corporation of Europe S.A.	7,216千ユーロ	筆記具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造・販売役員の兼任出向者の派遣	製品の販売（注２）	13,651	売掛金	4,244
						受取配当金（注３）	704	－	－
子会社	Pilot Corporation of America	23,500千米ドル	筆記具等の製造・販売	直接100.0%	当社製品の製造・販売役員の兼任	製品の販売（注２）	12,649	売掛金	2,972
						受取配当金（注３）	562	－	－
子会社	Pilot Pen (Shenzhen) CO.,Ltd.	850千米ドル	筆記具等の販売	直接100.0%	当社製品の販売出向者の派遣	製品の販売（注２）	3,209	売掛金	1,028

（注１）原価、市場価格を基に契約単価を決定しております。
（注２）市場価格を基に販売価格を決定しております。
（注３）受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,233円65銭
２．１株当たり当期純利益金額　247円67銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　－

（注）算定上の基礎

１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	46,646,864株
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	46,813,458株

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、当事業年度において、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

従業員持株ＥＳＯＰ信託が所有していた当社株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式に加え、当社所有の株式と合わせて、167,536株控除し算定しております。

なお、平成28年４月をもって当該信託は終了し、当事業年度において当該信託が所有していた当社株式をすべて売却しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社パイロットコーポレーション
　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　米　倉　礼　二　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　岡　宏　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイロットコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

株式会社パイロットコーポレーション
　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　米　倉　礼　二　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　森　岡　宏　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社パイロットコーポレーションの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四．事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（明治アーク監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人（明治アーク監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月21日

株式会社パイロットコーポレーション　監査役会

常勤監査役　鈴　木　　卓　㊞

常勤監査役　早乙女　辰　男　㊞

社外監査役　丹　羽　宏　己　㊞

社外監査役　板　澤　幸　雄　㊞

以　上

メ　モ

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。